

令和8年度 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額(月額)について(お知らせ)

～ 平成29年4月から物価スライド制が導入されています～

物価スライド制とは、物価の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

令和8年1月23日付けで2025年全国消費者物価指数の実績値が公表されました。

これにより、令和8年度の児童扶養手当額及び特別児童扶養手当額については、2025年の物価変動率に基づき、下記のとおり引き上げとなります。

【児童扶養手当】

区 分		令和8年4月 ～ (月額)
手 当 額	全 部 支 給	48,050円
	一 部 支 給	48,040円 ～ 11,340円
第2子以降 加算額	全 部 支 給	11,350円
	一 部 支 給	11,340円 ～ 5,680円

※児童扶養手当制度には所得制限があります。手当月額は受給者本人の所得に応じて10円単位で決定されます。また、受給資格者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合は全額手当が支給されません。

【特別児童扶養手当】

区 分	令和8年4月 ～ (月額)
一 級	58,450円
二 級	38,930円

※受給者本人、配偶者及び扶養義務者について、それぞれ所得制限があり、所得制限限度額を超える所得があるときは、手当の全部が支給されなくなります。